



# 宮 崎 県 公 報

令和5年7月10日(月曜日) 第422号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
  - 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- ### 公 告
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 1
  - 土地改良区の定款変更の認可…………… ( “ ” ) 2
  - まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5

頁

管理年度における知事管理漁獲可能量…………… (漁業管理課) 2

### 教育委員会告示

- 令和6年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱…………… 3
- 令和6年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 4
- 令和6年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱…………… 4

### 監査委員告示

- 包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 520号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和5年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
原子 有希	都城市五十町2434-4	令和5年6月19日

在宅療養マッサージ  
りていく都城

### 宮崎県告示第 521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和5年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201702	生活介護事業所なみき	都城市年見町30号1番地2	社会福祉法人キャンパスの会	都城市年見町30号1番地2	令和5年7月1日	生活介護
4510301015	サクセスはーと	延岡市古川町 327番地3	有限会社はーと介護	延岡市古川町50番地5	令和5年7月1日	就労継続支援B型
4510201405	就労継続支援A型・就労移行支援多機能型事業所「きりしま」	都城市下長飯町 669-3	特定非営利活動法人あした	都城市下長飯町 669-3	令和5年7月1日	就労移行支援

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、日之影土地改良区(日之影町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	戸 高 利 徳	西臼杵郡日之影町大字七折 11491 番地
理 事	工 藤 紀 治	西臼杵郡日之影町大字七折9258番地 1
理 事	甲 斐 功	西臼杵郡日之影町大字七折8091番地
理 事	富士本 好 秀	西臼杵郡日之影町大字七折9403番地 2
理 事	富士本 邦 房	西臼杵郡日之影町大字七折9538番地
理 事	鳥 飼 政 夫	西臼杵郡日之影町大字七折 10016 番地
理 事	甲 斐 久 義	西臼杵郡日之影町大字七折 10412 番地
理 事	甲 斐 貴 志	西臼杵郡日之影町大字七折 11874 番地 1
理 事	甲 斐 公 明	西臼杵郡日之影町大字七折 12760 番地 2
理 事	高 橋 健	西臼杵郡日之影町大字七折 13665 番地
監 事	甲 斐 正 志	西臼杵郡日之影町大字七折7854番地
監 事	杉 本 道 生	西臼杵郡日之影町大字七折 13703 番地ハ

（任期：令和9年5月29日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	戸 高 利 徳	西臼杵郡日之影町大字七折 11491 番地
理 事	甲 斐 好 英	西臼杵郡日之影町大字七折 10049 番地
理 事	甲 斐 正 志	西臼杵郡日之影町大字七折7854番地

理 事	甲 斐 功	西臼杵郡日之影町大字七折8091番地
理 事	中 山 増 男	西臼杵郡日之影町大字七折8948番地
理 事	富士本 好 秀	西臼杵郡日之影町大字七折9403番地 2
理 事	甲 斐 久 義	西臼杵郡日之影町大字七折 10412 番地
理 事	甲 田 英 生	西臼杵郡日之影町大字七折 12393 番地
理 事	甲 斐 公 明	西臼杵郡日之影町大字七折 12760 番地 2
理 事	高 橋 健	西臼杵郡日之影町大字七折 13665 番地
監 事	工 藤 紀 治	西臼杵郡日之影町大字七折9258番地 1
監 事	藤 本 秀 幸	西臼杵郡日之影町大字七折 14053 番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、吾田土地改良区（日南市）から令和5年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 1 項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和5年7月1日付けで次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和5年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業	24,943トン
宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

## 教育委員会告示

## 宮崎県教育委員会告示第5号

令和6年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和5年7月10日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

## 令和6年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

## 1 基本方針

県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

## 2 募集人員

募集人員は、別に告示する「令和6年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。

## 3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。

(1) 令和6年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者

## 4 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和6年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」(以下「選抜実施細目」という。)による。

## 5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜

入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜(自己推薦方式、スポーツ推薦方式の2方式を指す。以下同じ。)、一般入学者選抜、二次募集入学者選抜及び連携型中高一貫教育校に係る入学者の選抜(以下「連携型入学者選抜」という。)及び帰国・外国人生徒等入学者選抜による。

## (1) 推薦入学者選抜

① 各高等学校の自己推薦方式の募集人員の割合は、10%から50%までの範囲内で各高等学校長が定める。

② 各高等学校のスポーツ推薦方式の募集人員は別に定める。

③ 選抜は、学力検査、適性検査、自己推薦書及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

④ 学力検査は、各高等学校が3教科(国語、数学、英語)以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

⑤ 適性検査は、各高等学校の特色に応じて各高等学校長が定める。

なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

## (2) 一般入学者選抜

① 選抜は、学力検査、面接及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。

## (3) 二次募集入学者選抜

① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募

集を行う。

② 検査内容等選抜に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

## (4) 連携型入学者選抜

① 選抜は、県立高等学校管理運営規則に定める連携型高等学校において、連携型中高一貫教育を行っている連携型中学校を対象に実施する。

② 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査、調査書及び中高連携による学習のまとめ等を資料とし、総合的に判定して行う。

③ 学力検査は、高等学校が3教科(国語、数学、英語)以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

④ 適性検査は、高等学校の特色に応じて高等学校長が定める。

なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

## (5) 帰国・外国人生徒等入学者選抜

① 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査、及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

② 学力検査、適性検査問題については、漢字にルビを付けた検査問題を使用する。

③ 適性検査は、日本語又は英語で実施する。

## (6) 日程

① 推薦入学者選抜、連携型入学者選抜、帰国・外国人生徒等入学者選抜

ア 選抜検査 令和6年2月7日(水)

イ 合格内定通知 令和6年2月15日(木)

ウ 合格者発表 令和6年3月18日(月)

② 一般入学者選抜

ア 選抜検査 令和6年3月5日(火)

及び3月6日(水)

イ 合格者発表 令和6年3月18日(月)

③ 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査 令和6年3月25日(月)

イ 合格者発表 令和6年3月26日(火)

## 6 通信制課程の入学者の選抜

(1) 選抜は、面接、作文及びその他必要な書類等により行う。

(2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。検査内容等選抜に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

## (3) 日程

① 入学者選抜

ア 選抜検査 令和6年3月26日(火)

イ 合格者発表 令和6年3月28日(木)

② 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査 令和6年4月3日(水)

イ 合格者発表 令和6年4月5日(金)

## 7 その他

(1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。

(2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。

(3) 各高等学校長は、海外帰国生徒等の入学者選抜については、

県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**宮崎県教育委員会告示第6号**

令和6年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和5年7月10日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

令和6年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人（男子20人、女子20人）
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

2 応募資格

令和6年3月に小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、及び義務教育学校（前期課程）修了見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和6年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

4 入学者の選抜

(1) 選抜方法

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

(2) 日程

令和6年1月6日（土）

(3) 会場

- ① 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校  
宮崎県教育研修センター（宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729）  
電話番号 0985（24）3122
- ② 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校  
宮崎県立宮崎西高等学校（宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2）  
電話番号 0985（48）1021
- ③ 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校  
宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校（都城市妻ヶ丘町27街区15号）  
電話番号 0986（23）0223

5 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**宮崎県教育委員会告示第7号**

令和6年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱をここに公表する。

令和5年7月10日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

令和6年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切な選考を行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「令和6年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集実施細目」（以下「募集実施細目」という。）によることとする。

3 募集人員

募集人員は、別に定める「令和6年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員」によることとする。

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚部

- ① 明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）の幼稚部にあっては、平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚部にあっては、平成30年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 高等部本科にあっては、特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校の後期課程を卒業した者（令和6年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（令和6年3月修了見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。
- ② 高等部専攻科にあっては、特別支援学校高等部、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和6年3月卒業見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、募集実施細目によることとする。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚部及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 日程

- ① 諸検査及び面接

令和6年2月13日（火）及び2月14日（水）

② 合格者発表

令和6年2月22日（木）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集に関し必要な事項は、募集実施細目の定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

### 監査委員告示

#### 監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月10日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子

宮崎県監査委員 木 下 博 義

宮崎県監査委員 西 村 賢

宮崎県監査委員 岩 切 達 哉

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
新 井 貴 博	宮崎市和知川原1丁目110-2-701
塩 塚 正 康	福岡県久留米市花畑1丁目20番地1 サンリヤン花畑駅南 501号
三 浦 洋 司	宮崎市恒久南3丁目1番地4
矢 野 智 洋	宮崎市橘通東4丁目2番31号 ポレスター宮崎ザ・レジデンス 504号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

--	--